

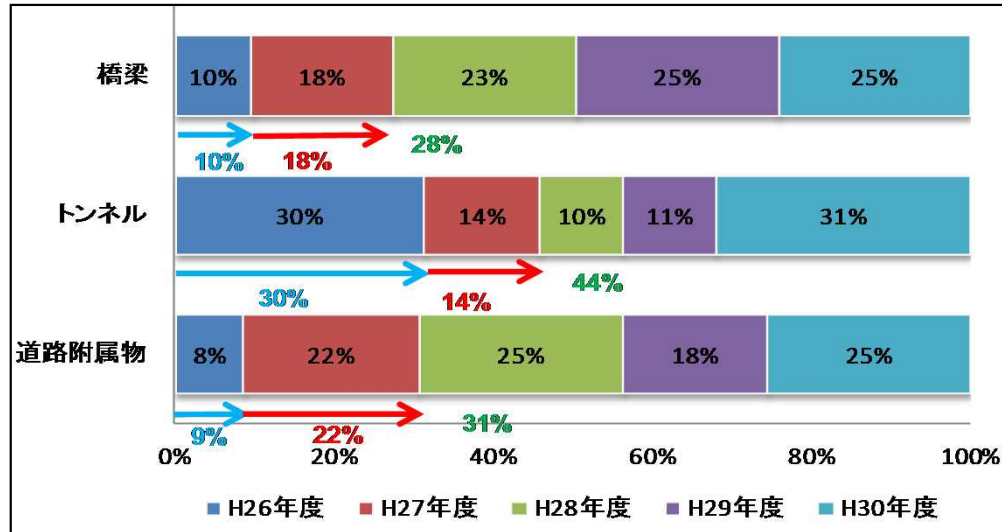
# 京都府内の平成27年度点検速報(全体)

○昨年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成27年度までの京都府内の点検実施率は、橋梁約28%、トンネル約44%、道路附属物等約31%

○橋梁については、国土交通省では、2年間で全体の約4割を点検しているが、道路管理者によって取組状況が異なる

○第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、最優先で点検を推進する橋梁を規定

## ＜5年間の点検計画と平成26・27年度の実施状況＞



## ＜橋梁の点検方針＞

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

道路施設	管理施設数	点検計画数 (上段：H26 下段：27)	点検実施数 (上段：H26 下段：H27)	点検実施率
橋梁	13,361	1,288 2,368	1,288 2,443	28%
トンネル	180	54 25	54 26	44%
道路附属物等	607	51 131	53 132	31%

※H28.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

## ＜平成27年度橋梁点検状況(管理者別)＞

管理者	管理施設数	点検計画数 (上段：H26 下段：H27)	点検実施数 (上段：H26 下段：H27)	点検実施率
国土交通省	700	101 170	101 167	38%
高速道路会社	525	48 142	48 153	38%
地方公共団体	12,136	1,139 2,056	1,139 2,123	27%
合計	13,361	1,288 2,368	1,288 2,443	28%

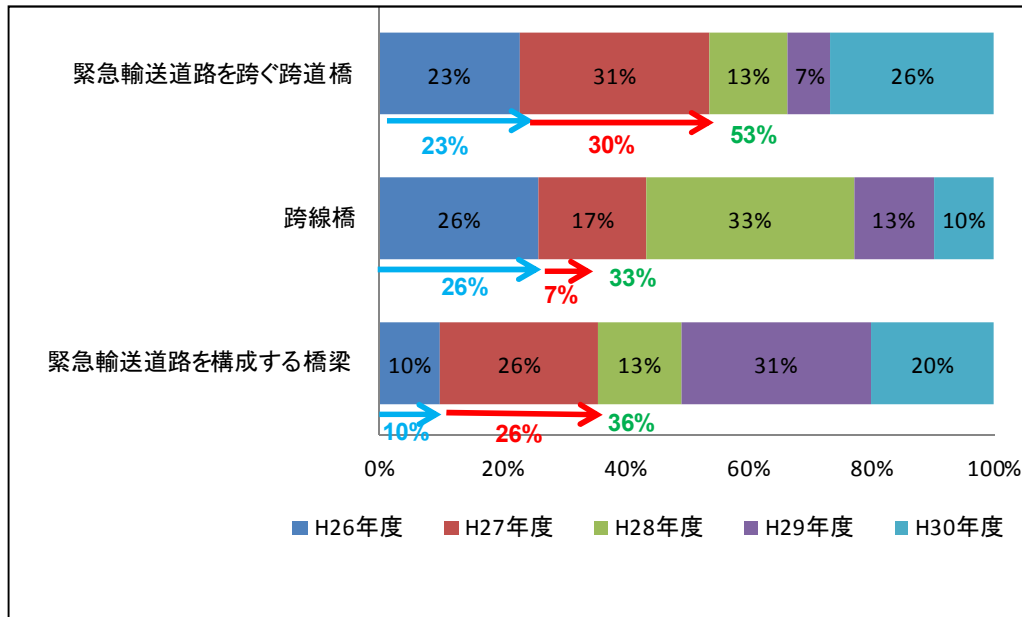
※H28.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

# 京都府内の平成27年度点検速報(橋梁)

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約53%、跨線橋約33%、緊急輸送道路を構成する橋梁約36%であり、跨線橋の点検が遅れている状況
- 跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題があり、鉄道事業者と事前の調整を図っていく。

## ＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26・27年度の実施状況＞



道路施設	管理施設数	点検計画数 (上段：H26 下段：H27)	点検実施数 (上段：H26 下段：H27)	点検実施率
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	223	51	51	53%
		69	67	
跨線橋	187	48	49	33%
		32	14	
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,888	189	189	36%
		484	489	

※H28.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

○平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が7橋（0.3%）あり、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は253橋（10.4%）、さらに判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1462橋（59.8%）

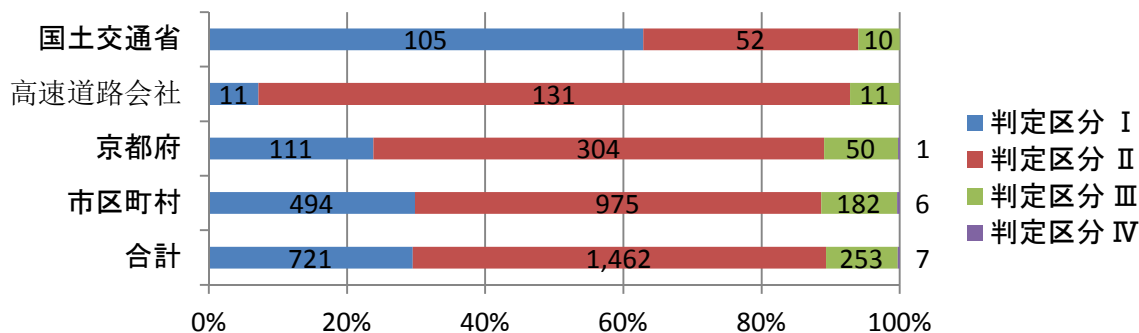
## <平成27年度管理者別点検速報(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	700	167	105	52	10	0
高速道路会社	525	153	11	131	11	0
京都府	2,249	466	111	304	50	1
市区町村	9,887	1,657	494	975	182	6
合計	13,361	2,443	721	1,462	253	7

※H28.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

### 橋梁の判定区分



### 橋梁の判定区分の評価

- 判定Ⅰ：国が6割に対して、府、市町村は2～3割と健全度が低い。
- 判定Ⅱ：高速道路会社は約9割、府、市町村は約6割が予防保全段階となっている。
- 判定Ⅲ：府、市町村は約1割が早期措置段階となっており、国の2倍の割合。
- 判定Ⅳ：府、市町村の管理する橋梁で7橋を確認。

- 平成27年度においては、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は12本（46.2%）、さらに判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は14本（53.8%）

## <平成27年度管理者別点検速報(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	10	2	0	0	2	0
高速道路会社	44	4	0	4	0	0
京都府	86	20	0	10	10	0
市区町村	40	0	0	0	0	0
合計	180	26	0	14	12	0

※H28.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

- 平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0基（0%）で該当なく、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は11基（8.3%）、さらに判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は55基（41.7%）

## <平成27年度管理者別点検速報(道路附属物等)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	180	31	19	8	4	0
高速道路会社	266	67	47	18	2	0
京都府	89	27	0	22	5	0
市区町村	72	7	0	7	0	0
合計	607	132	66	55	11	0

※H28.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

○ 判定区分Ⅳの橋梁に対して緊急措置（全面通行止め（迂回路有り））を実施

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	今後の予定
京丹波町	本庄2号橋	町道本庄1号線	不明	支承部、主部材に著しい板厚減少 主桁の座掘変形	H28年度 架替え又は修繕に向けた設計実施。 H29年度 工事予定
京都府	大門橋	府道間人大宮線	1969	橋脚に鉄筋露出・うき、基礎部の洗掘・断面欠損	昨年度より設計中（架替え）、秋以降に工事着手予定 （仮橋設置及び既設橋梁の撤去）
京丹後市	尾ノハ橋	市道大下線	1932	木製の主桁が腐朽、欠損	H28年度 修繕設計及び工事予定
京丹後市	堤橋	市道山崎立長線	1949	木製の主桁・床版が部分的に腐朽、欠損	H28年度 修繕設計及び工事予定
京丹後市	中ノ堂橋	市道沖田上地長線	1940	木製の床版が部分的に腐朽、欠損	修繕工事完了（H28年3月通行止め解除）
京丹後市	溝落橋	市道高橋公庄線	1940	橋台の基礎部の洗掘 橋台背面の土砂吸出しによる路面の異常	修繕工事完了（H28年5月通行止め解除）
京丹後市	別荘橋	市道別当谷線	1962	橋台の基礎部の洗掘により、橋台が前面に傾斜 橋台たて壁にW=3.0mm～15mmの亀裂に近いひび割れ。	H28年度 修繕設計及び工事予定

※H28.6月時点

### ○トンネル、道路附属物等は該当なし

#### ※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【京丹後市 中ノ堂橋】



【京丹後市 溝落橋】

